

【関連当事者情報】

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有（被 所有） 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内 容	取引 金額	科目	期末 残高

(記載上の注意)

1. 「種類」の欄には、第8条第17項各号に掲げられている関連当事者の種類を記載すること。
2. 「所在地」の欄には、国内に住所を有する関連当事者にあつては市町村（政令指定都市においては区）まで、海外に住所を有する関連当事者にあつてはそれに準じて記載すること。ただし、関連当事者が個人である場合には記載を要しない。
3. 「議決権等の所有（被所有）割合」の欄には、議決権等の所有関係を所有・被所有及び直接・間接の別がわかるように記載すること。
4. 「関連当事者との関係」の欄には、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容について簡潔に記載すること。なお、関連当事者が第三者のために財務諸表提出会社との間で行う取引については、その旨を併せて記載すること。

兼任をしている財務諸表提出会社の役員の有無のほか、出向、転籍等の形態により財務諸表提出会社から派遣されている役員の有無について期末日現在の状況を記載すること。

5. 財務諸表提出会社と第三者との間の取引が、実質的に当該財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引である場合には、その旨及び当該第三者の名称又は氏名を「取引の内容」の欄に記載すること。

6. 「取引金額」の欄には、事業年度中の取引について、取引の種類ごとに総額で記載すること。

財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引が債務の保証の場合には、当該債務の保証の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、当該債務の保証の内容を注記すること。

関連当事者に担保として資産を提供しているとき又は関連当事者から担保として資産を受け入れているときは、当該資産に対応する債権又は債務の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、担保の提供又は担保の受け入れについて、その内容を注記すること。

7. 「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載すること。
8. 取引条件及び取引条件の決定方針を注記すること。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載すること。
9. 第8条の10第1項第9号に掲げる事項については、関連当事者ごとに注記すること。ただし、第8条第17項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して注記することができる。この場合には、第8条の10第1項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となつた関連当事者について合算して注記すること又は同項第1号から第8号までに掲げる事項の記載の対象となつた関連当事者を含むすべての関連当事者について合算して注記することができる。

同項第10号に規定する引当金については、同項第9号に掲げる事項の記載に準じて記載すること。

10. 関連当事者が個人である場合には、「資本金又は出資金」の欄の記載を要しない。また、関連当事者が従業員のための企業年金である場合には、「資本金又は出資金」の欄及び「議決権等の所有（被所有）割合」の欄の記載を要しない。
11. 関連当事者に該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、関連当事者が事業年度中に関連当事者に該当しなくなつた場合には、同一事業年度における取引であつても関連当事者に該当しなくなつた後の取引については記載を要しない。
12. 関連当事者が、財務諸表提出会社の製品の販売会社で地域別に多数設立されており、それぞれの取引内容がおおむね同様である場合には、代表的な会社等を明示し、一括して記載することができるものとする。
13. 関連当事者情報の記載に当たっては、(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等、(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等、(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等並びに(4) 財務諸表提出会社の役

員及び主要株主（個人の場合に限る。）等の別に記載することができる。

14. 財務諸表提出会社に親会社又は重要な関連会社が存在する場合には、第8条の10の2に規定する事項について注記すること。